

📖 国家外貨管理局による「一部の資本項目下の外貨業務の審査権限及び管理措置を取消・調整する通知」の公布について

2011年6月1日
第31号

企画部 調査課

2011年5月23日付で、国家外貨管理局により「一部の資本項目下の外貨業務の審査権限及び管理措置を取消・調整する通知」(匯発〔2011〕20号 以下は、「通知」と略称)が公布され、2011年6月1日より施行される。「通知」により、一部の貿易与信管理関連審査認可手続の取消等、資本項目下の業務に係わる規制が緩和された。

ここ数年、人民元国際化の機運と共に、数多くの審査認可が求められてきた資本項目下の関連業務に対しても、開放に向けた取り組みの加速を求める声が強まり、今年3月に開催された全人代の政府工作報告で温家宝総理は「資本項目の開放のスピードを加速する」と明言、同内容は2011年の政府重点工作計画に盛り込まれた。このたび公布された「通知」は、「資本項目の開放のスピードを加速する」との方針に基づき、貿易与信登記管理¹の延払期限超過登記取消、前払外貨返還審査認可取消、及び域外上場会社の国有持分売却で取得した資金の社会保障基金への振込届出取消等、幾つかの資本項目下の関連業務の規制が緩和された。

また、最近の国内への資金流入の圧力をうけて、政府は外貨資金の流入及び人民元転に関連する管理強化に動いており、また同時に、資金の流出を奨励するという政策調整の方向を示している。「通知」は、貿易与信登記管理項目下の前払基礎比率を従来の30%から50%に引き上げると規定しているが、これは資金流出を奨励する政策意図に従い、貿易与信登記管理項目下の前払基礎比率について調整を行ったものと考えられる。

¹中国政府はクロスボーダー資金流動の監督管理を強化するため、外貨資金の流入と流出の両方へのコントロール及び輸出入の資金流と物流の一致性審査を改善する大きな措置として、2008年7月14日より、輸出外貨受取・人民元転審査認可システム制度を実施すると同時に、企業貨物貿易与信登記制度をスタートさせ、輸出前受及び輸入延払に対しては、「貨物貿易項目下外債登記」を求めるようになった。一方、輸入前払と輸出ユーザンス回収については、それぞれ同年11月15日と12月1日より「貨物貿易項目下対外債権登記」も追加要求された。これら貨物貿易項目下の与信登記制度の整備により、輸出前受、輸入延払、輸入前払と輸出ユーザンス回収はすべて貨物貿易項目与信登記の対象として網羅された。

「通知」にある外商投資企業に直接影響を与える貿易与信登記管理に係わる政策調整の主要内容は以下の通りである。

◆ 貿易与信登記管理における延払の期限超過登記の審査認可の取消

2008年10月1日より、貨物貿易項目下の延払に対し対外債務登記が義務付けられた²。輸入貨物到着後項目下の契約で約定された外貨支払日が契約で約定された輸入日から90日を越える（90日を含まず）、または実際の支払日が実際の輸入通関日から90日を越える（90日を含まず）外貨支払は延払登記対象とされ、企業は輸入延払契約締結日、または税関が輸入貨物通関申告書を発行した日の90日後から15営業日以内に貿易与信登記管理システムで延払登記が必要となった。

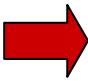
また従来、輸入通関申告書の税関発行日から120日以降に引出登記を行う場合は所在地の外貨管理局に審査認可を申請する必要があると規定していたが、今回の「通知」により、輸入通関書の税関発行日から120日以後の引き出し登記の際、外貨管理局への申請手続が不要となり、直接システムに登記すれば、対外支払が可能となった。企業にとっては、関連業務の手続が簡素化されることになる。

従来	今後
<ul style="list-style-type: none">✓ 企業は輸入通関書の税関発行日の120日（120日を含む）以降に延払の引出登記を行う場合、貿易与信登記管理システムはそれに対し特別に赤字表記しなければならない。✓ 所在地の外貨管理局への期限超過登記の審査認可をすること。✓ 外貨管理局に審査認可された後、当該取引の延払は対外支払ができる。	<ul style="list-style-type: none">✓ 企業は輸入通関書の税関発行日の120日（120日を含む）以降に延払の引出登記を行う場合、<u>所在地の外貨管理局への期限超過登記の審査認可手続は必要なくなり、貿易与信登記管理システムはそれに対し特別に赤字表記はしない。</u>

◆ 貿易与信登記管理における前払代金の返金審査認可の取消

² 関連規定は「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」（匯發【2008】30号）等である。

貿易与信登記管理における前払代金の返金手続については、関連規定である「貿易与信登記管理システム（前払部分）操作手引」の印刷配布に関する通知（匯綜発【2008】174号）（匯総発[2008]174号）によれば、外貨管理局への審査認可の申請手続が必要であったが、「通知」では、外貨管理局で審査認可が取消され、企業は、前払代金が返金となる場合、直接貿易与信管理システムに登録し、取消手続をすることができるようになった。

従来	今後	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の前払代金が返金となる場合、外貨管理局への審査認可手続をすること。 ✓ 外貨管理局の審査認可手続の完了後、貿易与信登記管理システムに登録して取消手続をすること。 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の前払代金が返金となる場合、外貨管理局への審査認可手続が不要となり、貿易与信登記管理システムに直接に登録して取消手続ができる。 ✓ 経常項目下の外貨管理関連規定に基づき返金資金の入金手続を行うことができる。

◆ 貿易与信項目下の前払代金の基礎比率の引上げ（30%→50%）

2008年11月15日より、貿易与信項目下の前払代金に対して、輸入前払は対外権登記が義務付けられた³。これまで外貨資金の流出入の実際の状況に応じて動的に調整がなされてきた基礎比率が（当初設定された10%から二回の調整を経て）30%から50%に大幅に引き上げられた。

今までの前払の基礎比率の調整経緯は下表をご参照ください。

関連規定	適用期間	基礎比率
企業貨物貿易項目下の対外債権に対し登記管理を実行することの関係問題に関する通知（匯発【2008】56号）	2008年11月15日～ 2009年8月31日	10%
「企業貿易与信登記管理を完全にすることに関係する問題に関する通知」（匯綜発[2009]108号）	2009年9月1日～ 2011年5月31日	30%
「一部の資本項目下の外貨業務の審査権限及び管理措置を取消・調整する通知」（匯発[2011]20号）	2011年6月1日～	50%

³主要関連規定は、「企業貨物貿易項目下の対外債権に対し登記管理を実行することの関係問題に関する通知（匯発【2008】56号）」、「貿易与信登記管理システム（前払部分）操作手引」の印刷配布に関する通知（匯綜発【2008】174号）」等である。

資本項目の開放については、中国政府は穏やかに推進するとの方針に立っている。予て、中国が巨額の外貨準備を保有していることは注目されており、外貨資金流入の勢いが継続していることに加えて、人民元国際化も進展していることから、資本項目の開放の範囲が一層拡大されると思われる。今回、資本項目下の規制緩和措置が貿易与信管理に係わる延払登記の審査認可の取消、前払基礎比率引き上げ等、一部に限られたが、これらの資本項目の規制緩和により、資金の中国からの流出を促進しようとの当局の意図が窺える。今後、資本項目開放の進行に伴い、資本項目に係わる更なる大幅な規制緩和がされる可能性が高い。今後資本項目規制緩和の動きについて引き続きフォローして参りたい。

以上

【参考資料：】企業貿易与信登記管理限度額計算一覧表

★輸出前受

限度額＝直近12ヶ月の輸出受取額×コントロール比率－（確認済受取登記額－前受消込確認額）

* 匯綜発[2009]78号

「コントロール比率」＝基礎比率（20%）＋調整比率（申請による個別設定）

引出登記が50,000米ドル相当額以下の場合には限度額管理に組み入れない。

* 匯綜発[2009]108号 匯発[2011]11号

残高管理

★輸入前払

限度額＝直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率－（確認済支払登記額－前払消込確認額）

* 匯綜発[2009]78号

「コントロール比率」＝基礎比率（50%）＋調整比率（申請による個別設定）

引出登記が50,000米ドル相当額以下の場合には限度額管理に組み入れない。

* 匯綜発[2009]108号 匯発[2011]20号

残高管理

★輸入延払

限度額＝直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率－（確認済支払登記額－延払消込確認額）

* 匯綜発[2009]78号

「コントロール比率」＝基礎比率（20%）＋調整比率（申請による個別設定）

引出登記が50,000米ドル相当額以下の場合には限度額管理に組み入れない。

* 匯発[2009]108号 匯発[2011]11号

残高管理

★輸出延受（ユーザンス回収）

暫定的に限度額管理を実行しない。

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>关于取消和调整部分资本项目外汇业务审核权限及管理措施的通知 汇发[2011]20号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步减少行政许可项目，促进贸易投资便利化，稳步推动人民币资本项目可兑换进程，根据《中华人民共和国行政许可法》、《中华人民共和国外汇管理条例》及相关外汇管理规定，国家外汇管理局（以下简称总局）决定取消和调整部分资本项目外汇业务审核权限，并调整部分贸易信贷管理措施。现就有关问题通知如下：</p> <p>一、取消贸易信贷登记管理中的延期付款超期限登记核准</p> <p>企业在进口报关单海关签发日期 120 天（含）后办理延期付款提款登记的，无需到所在地外汇局办理超期限登记核准手续，贸易信贷登记管理系统不再对其进行特殊的红色标记处理。</p> <p>《国家外汇管理局行政许可项目表》（汇发[2010]43号，以下简称《行政许可项目表》）第 12.9 项“境内企业进口延期付款基础比例、延期付款额度及延期付款超期限登记核准”中境内企业进口延期付款超期限登记相关内容失效，第 12.9 项名称变更为“境内企业进口延期付款基础比例、延期付款额度核准”。</p> <p>二、取消贸易信贷登记管理中的预付货款退汇核准</p> <p>企业预付货款发生退汇的，可直接登录贸易信贷登记管理系统办理注销手续，并按经常项目外汇管理相关规定办理退汇资金的入账等手续。</p> <p>《行政许可项目表》第 20.5 项“企业进口预付货款退汇核准”失效。</p> <p>三、取消减持境外上市公司国有股份所得外汇</p>	<p>一部の資本項目外貨業務審査認可権限および管理措置の取消・調整についての通知 匯發〔2011〕20号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>行政許可項目をより一層削減し、貿易投資の利便性向上、人民元資本項目下の両替を穏やかに推進するために、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国外貨管理条例」および関連の外貨管理規定に基づき、国家外貨管理局（以下は総局と略す）は、一部の資本項目下の外貨業務審査権限の取消・調整および一部の貿易与信管理措置の調整を決定した。ここに関連問題について以下の通り通知する：</p> <p>一、貿易与信登記管理における延払の期限超過登記の審査認可を取消す</p> <p>企業は輸入通関書の税関発行日の 120 日以降（120 日を含む）に延払の引出登記を行う場合、所在地の外貨管理局への期限超過登記の審査認可手続は必要なくなり、貿易与信登記管理システムはそれに対し特別に赤字表記はしない。</p> <p>「国家外貨管理局行政许可項目表」（匯發〔2010〕43号、以下は「行政许可項目表」と略す）第 12.9 項「域内企業輸入延払基礎比率、延払限度額および延払期限超過登記の審査認可」にある域内企業の輸入延払期限超過登記に関する内容は失効となり、第 12.9 項の名称は「域内企業の輸入による延払基礎比率、延払限度の審査認可」に変更する。</p> <p>二、貿易与信登記管理における前払代金の返金審査認可を取消す</p> <p>企業の前払代金が返金となる場合、貿易与信登記管理システムに直接に登録して取消手続をすることができ、且つ經常項目下の外貨管理関連規定に基づき返金資金の入金手続を行うことができる。</p> <p>「行政许可項目表」第 20.5 項「企業輸入前払代金の返金審査認可」は失効となる。</p> <p>三、域外上場企業の国有株式の売却で取得し</p>

<p>资金划转至全国社保基金备案</p> <p>减持境外上市公司国有股份所得外汇资金划转至全国社保基金，授权外汇指定银行直接办理。境内公司可持关于上缴国有股减持所得资金的情况说明及相关真实性证明等材料，向其境内股票专用账户开户行申请将外汇资金划转至财政部专用外汇账户（相关业务操作规程详见附件）。</p> <p>《行政许可项目表》第 23.7 项“减持境外上市公司国有股份所得外汇资金划转至全国社保基金备案”失效。</p> <p>四、部分融资性对外担保余额指标核定业务审核权限由总局下放至分局、外汇管理部</p> <p>授权国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称各分局）按照现行对外担保管理规定，为辖内注册的外汇指定银行（明确规定由总局核定指标的除外）核定融资性对外担保余额指标，并将指标核定情况逐笔向总局报备。各分局应按季度向总局报送辖内担保人对外担保余额指标执行情况。</p> <p>五、将贸易信贷项下预付货款基础比例从 30% 提高到 50%。</p> <p>以上审核权限和贸易信贷管理措施取消或调整后，各分局、外汇指定银行应完善相应的内控管理制度，加强人员培训，严格执行。各分局应加大事后监督和核查力度，进一步加强统计监测。</p> <p>本通知自 2011 年 6 月 1 日起实施。请各分局尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。</p>	<p>た外貨資金を全国社会保障基金へ振替える際の届出を取消</p> <p>域外上場企業の国有株式の売却で取得した外貨資金を全国社会保険基金に送金する場合、外貨指定銀行に授權して直接行うことができる。域内企業は、国有株式の売却に関わる資金状況説明および真实性証明などの資料を持参し、域内株式専用口座の開設銀行に、外貨資金を財政部専用外貨口座への振替（関連業務の操作規程は添付ファイルをご参照）を申請することができる。</p> <p>「行政许可项目表」第 23.7 項「域外上場企業の国有株式売却で取得した外貨資金を全国社会保障基金への振替届出」は失効となる。</p> <p>四、一部の融資性对外担保における残高指標の審査認可権限を総局から各分局、外貨管理部へ委譲</p> <p>国家外貨管理局各分局、外貨管理部（以下は「各分局」と略す）は、現行の对外担保管理規程に基づき、管轄地域で登録されている外貨指定銀行（総局が指標の審査認可を行うと明確に規定された以外に）の融資性对外担保の残高指標の審査認可を行うことを授權し、且つその指標審査認可を逐一総局に記録提出することを授權する。各分局は四半期ごとに総局へ管轄内の担保人による对外担保残高指標の使用状況を報告しなければならない。</p> <p>五、貿易与信項目下の前払代金の基礎比率を 30% から 50% に引上げる</p> <p>上記審査権限、貿易与信管理措置の取消または調整を行った後に、各分局、外貨指定銀行は関連する内部コントロール体制の改善および人員向けの教育を行い、厳格に執行しなければならない。各分局は事後監督・検査を強化し、統計モニタリングを更に強化しなければならない。</p> <p>本通知は 2011 年 6 月 1 日より施行する。各分局は本通知を速やかに管轄内の中心支局、支局、管轄内の銀行へ、各中資銀行は速やかに各拠点へ転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックされたい。</p>
---	--

联系电话：010-68402250。 特此通知。 二〇一一年五月二十三	連絡電話番号：010-68402250 以上 二〇一一年五月二十三日
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255